新潟県選挙管理委員会規程第13号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	E	後				改	Œ	前		
別	別表第 1 (病院)										
	市区町村名	病院の名称	所	在	地		市区町村名	病院の名称	所	在 地	
	(略)						(略)				
	阿賀野市	(略)	(略)				阿賀野市	(略)	(略)		
		介護老人保健施設 阿賀野市岡山町						水原郷病院介護老	阿賀野市岡山町		
		五頭の里	13 - 2	3				人保健施設 五頭	13-23	}	
								<u>の里</u>			
(略)						(略)					
					-						

附則

この規程は、公布の日から施行する。